

広島市郷土資料館サテライト展示整備業務仕様書

1 業務名

広島市郷土資料館サテライト展示整備業務

2 履行期間

契約締結日から令和8年1月30日まで

3 履行場所

エールエールA館（広島市南区松原町9番1号）

4 業務概要

エールエールA館に移転整備する広島市立中央図書館に併設して設置する広島市郷土資料館サテライトの展示整備を行うものである。

5 適用範囲等

本業務は、本仕様書のほか別添の設計図書（展示設計業務設計概略説明書及び展示設計図）に従い履行する。

6 業務内容

発注者が、受注者に委託する業務の概要は次のとおりとする。

(1) 仮設整備

造作整備及び設置に伴う墨出しや建物の養生等を行う。

(2) 展示内装・造作整備及び設置

展示エリアの内装、展示造作等の整備を行う。

(3) 造作製作及び設置

受付カウンター、造作壁、造作棚、ステージ、カバー付き資料台、解説バインダー什器等の造作製作及び設置を行う。

(4) グラフィック・サイン製作及び設置

施設サイン、ゾーンサイン、壁面、切り出し等の各種グラフィック、床面地図等の製作及び設置を行う。

(5) 映像音響・情報ソフトの製作及び放映システム等の設置

各ゾーンの映像音響・情報ソフトの製作、及びこれらの放映・情報検索等を行うシステムの製作・設置を行う。

(6) 電気設備の設置

演出照明器具設備等の設置等を行う。

(7) 取扱説明書等の作成

展示機器・設備の取扱説明書及び保守点検仕様書並びに保守・点検・更新に要する費用の積算書等の作成を行う。

(8) その他

上記業務の履行に当たっては、必要に応じて中央図書館等整備工事の設計管理者等との調整・確認を行う。

7 実施期限

本業務は、令和8年1月16日までに作業を完了した上で、委託業務実施報告書を提出し、発注者の検査を受けるものとする。

8 実施報告等

(1) 委託業務実施計画書等

契約締結後、速やかに次の書類を発注者に提出し、その承認を得なければならない。

ア 実施計画書（業務工程表含む。）

イ 現場代理人、監理技術者届

※ 上記書類に変更が生じた場合は、速やかに変更届等を発注者に提出し、検査を受けること。

(2) 委託業務実施報告書

令和8年1月16日までに委託業務実施報告書を提出し、検査を受けること。

9 業務実施上の留意事項（条件等）

(1) 現場施行の際は、現場代理人が現場に常駐し、業務の管理監督を行うこと。

(2) 監理技術者を1名以上配置すること。

(3) 現場代理人及び管理技術者は、開札日において、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日以前3か月以上の雇用期間が必要）である者であること。

(4) 現場代理人と監理技術者は兼ねることができる。

(5) 本仕様書及び設計図書でいう監督職員とは、広島市市民局文化スポーツ部文化振興課の職員をいう。

(6) 受注者は、現場の管理は、労働基準法、労働安全衛生規則、その他関係法規に従い、現場の労働者他の出入りの監督、風紀衛生の取り締まり、場内の整理整頓、並びに、火災、盗難などの事故防止について遺漏のないようにする。

また、現場の管理にあたっては、個人情報保護、労務管理、火気取締など必要な責任者を定め、管理体制を確立するものとする。

(7) 受注者は、関係法規に従い、製作物の製作・設置に伴う災害及び公害の予防措置を事前に講ずる。工事に伴う災害及び公害の予防措置に関して特記のある場合はそれに従う。

また、監督職員から支給、または、第三者などから借用する資料・写真などの保全については、万全を期し、必要に応じて保険に加入する。

(8) 本業務における現場の作業時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、振動や騒音を伴う作業については午後10時30分から午前8時までに行うこととし、時間を変更する必要があるなどの場合は、あらかじめ施設管理者等と調整を行ったうえで、監督職員の承諾を受けること。

(9) 現場着手時期は10月1日以降とする。着手時期を早める可能性がある場合は、あらかじめ中央図書館等整備工事施工者等と関連業務の調整を行ったうえで、監督職員の承諾を受けること。

(10) 現場の車両搬出入時間は原則20時30分から午前4時までとし、原則建物西側荷捌き場を利用すること。

- (11) 本業務の履行期間中、本市による中央図書館等の整備工事及び同工事完了後の関連業務、物品の搬入作業等を行うほか、エールエールA館内の他のテナントの荷物移動やリニューアル工事等が不定期に行われることから、作業可能時間や場所等に制限が生じる場合がある。このため、受注者は適宜開催予定の中央図書館等整備工事施工者との事務協議及び館内テナント等施設の調整会議等に必要に応じて同席して作業の調整を行うとともに、その内容を記録の上、議事録を作成し、監督職員に提出すること。なお、整備の予定工程については、別紙を参照すること。
- (12) 受注者は、既存建築物・工作物・植栽など、準備・制作済みの展示資料・設備・物品など、未使用材などで、汚染または損傷の恐れがあるものについては、適切な方法で保護・養生する。また、現場業務の履行に際し、業務対象範囲内の後片付け、清掃を入念に行い、発生した廃棄物などについては、関係法規に従い適切に処理すること。
- (13) 広島県産木材の利用促進や普及啓発を図るため、展示の構成及び手法の見直しにおいては、展示の資材として、広島県産木材を使用すること、若しくは広島県産木材が使用された木製品を使用することを検討すること。
- (14) 受注者は、グラフィック・サイン及び映像音響・情報ソフト製作に当たり、使用素材及びその著作権使用料（初期費用・更新費用）の調査を行う。なお、借用に係る事務処理は監督職員が行う。
- (15) 製作・施工に必要な官公署ほか関係機関への手続については、受注者が遅滞なく行う。これらの手続きに要する経費は受注者の負担とする。なお、公文書が必要な場合は、監督職員と協議する。
- (16) 製作・施工の記録や写真、試運転の結果や資料、その他必要な記録については、常に整備し、必要に応じて監督職員の確認を受ける。監督職員、官公署、関係部署などと協議した事項については、これを記録して遅滞なく発注者に提供する。ただし、軽微な事項は、監督職員了解を得て省略することができる。
- (17) 受注者は、竣工引渡し前に、所定の消防検査を受けるとともに、化学物質の濃度測定について、別表により次の室を測定し、これらの結果を監督職員に提出すること。
測定対象室及び測定箇所数（導入ゾーン、広島散歩及び広島愛コーナーの3か所）

10 成果品





受注者は、展示整備業務完了後、遅滞なく、次の成果品を発注者に引き渡す。

- | | |
|--|-----|
| (1) 展示の構成及び手法の見直しに関する協議記録書 | 1 部 |
| (2) 展示品・展示施設製作・設置工事（付属品を含む。） | 1 式 |
| (3) 施工図 | 2 部 |
| (4) 竣工図 | 2 部 |
| (5) 成果品台帳 | 2 部 |
| (6) 施工写真（アルバムに整理。また、フィルム及びデジタルデータを含む。） | 1 式 |
| (7) 機器・設備の鍵（予備鍵、鍵リスト及び平面図を含む。） | 1 式 |
| (8) 機器・設備の取扱説明書・保証書・予備品 | 1 式 |
| (9) 機器・設備の保守点検仕様書及び保守・点検・更新に要する費用積算書 | 2 部 |
| (10) 工事月報・工程表など工事関係書類 | 1 式 |
| (11) 工事写真（デジタルデータ含む。） | 1 式 |
| (12) (1)～(11)のうち、デジタルデータがあるもののデジタルデータ | 1 式 |
| (13) その他、協議のうえ監督職員が指定するもの | |

11 その他

- (1) 本業務は、委託契約約款及び本仕様書（「設計図書」を含む。）によるほか、適用を受ける関係法令等を遵守し、監督職員の指示により実施する。
- (2) 業務の一部を別の業者に下請発注するときは、原則として市内に本店又は支店を有する業者に発注すること。なお、やむを得ず市内に本店又は支店を有する業者以外に発注する場合には、あらかじめ別に定める様式により理由書を提出し、承認を得ること。
- (3) 成果品に係る所有権は、発注者に帰属するものとする。
- (4) 本業務により新規に発生した著作権はすべて（著作権法第27条及び第28条に規定された権利も含む。）発注者に帰属する。以後、発注者が成果品の本旨をゆがめない範囲で変更等を行っても、受注者は意義を申し立てないものとする。
- (5) 履行期間中に受注者に帰すべき理由により不具合が生じた場合は、誠意をもって対応すること。なお、この場合に必要な経費は受注者の負担とする。
- (6) 本業務を履行するうえで知り得た情報に関して、次の事項を遵守すること。
 - ア 委託業務を行うに当たっては、広島市情報セキュリティポリシー（平成15年7月30日制定）を遵守した情報セキュリティ対策を実施しなければならない。また、従業員に周知徹底させなければならない。
 - イ 受注者は、市の業務に関し知り得た情報について、その秘密を厳守し第三者への漏洩を防止するとともに、必要かつ十分な管理的措置を施すこと。
 - ウ 受注者の従業員及び従業員であった者は、本業務の履行に関して知り得た市の情報を契約期間というにおよばず、契約の終了後及び解除後においても、第三者に漏らしてはならない。
- (7) 発注者は、成果物の引渡しを受けた日から2年以内に、当該成果物に瑕疵があることが発見されたときは、受注者に対して、相当の期間を定めてその瑕疵の保証を請求し、又は補修に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

広島市郷土資料館サテライト展示整備等の予定工程について

年度	令和7年度												8年度	
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
本業務		契約												
										検査(※) 完了				
中央図書館 等移転整備 その他工事 (その1)						完了							中央図書館等 供用開始	
外壁撤去、基 幹整備等														
中央図書館 等移転整備 その他工事 (その2)						完了								
内装等														
中央図書館 資料等運搬 等														
図書資料等 の運搬・配 架、機器類の 設置等											完了			

※令和8年1月16日までに委託業務実施報告書を提出し、検査を受けるものとする。

1 測定する対象物質と厚生労働省が定める指針値（室温が25℃のとき）

- ① ホルムアルデヒド・・・ 100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm) 以下
- ② トルエン・・・・・・・・・・・・ 260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm) 以下
- ③ キシレン・・・・・・・・・・・・ 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm) 以下
- ④ エチルベンゼン・・・・・・・・ 3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88ppm) 以下
- ⑤ スチレン・・・・・・・・・・・・ 220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm) 以下

2 測定方法

① 一般施設

測定は、原則としてパッシブ型採取機器を用いて、次の要領で行う。

なお、測定方法は、監督員の承諾を受けること。

(1) 30分間換気

測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押入れ等の収納部分の扉を含む。）を開放し、30分間換気する。

(2) 5時間閉鎖

(1)の後、測定対象室のすべての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入れ等の収納部分の扉は開放したままとする。

(3) 測定

測定は次のアからウによる。

パッシブ型採取機器の設置場所は、部屋の中央付近で、床から1.2～1.5mとする。

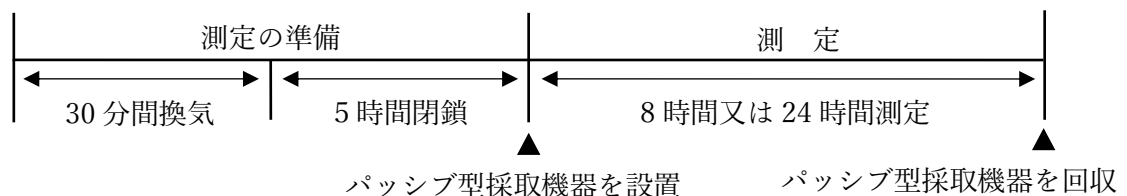
ただし、保育所は、机上の高さとする。

ア (2)の状態のままで測定する。

イ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし工程等の都合により、24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。

なお、8時間測定の場合は、午後2時～3時が測定時間帯の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。

ウ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。



注：(1)(2)(3)において、換気設備又は空調設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。

(4) 分析

測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する。

② 学校

測定は、パッシブ方式による場合は①により行ない、アクティブ方式による場合は次の要領で行う。

なお、測定方法等は監督員の承諾を受けること。

ア ①（１）、（２）を適用する。

イ 測定位置は部屋の中央付近の少なくとも壁から1 m以上離れた机上の高さでおこなう。

ウ 測定時間は、30分間（午後2時から3時頃）で2回以上とする。

エ 分析は、厚生労働省が室内空气中化学物質の濃度を測定するための標準的方法として示した、次の①、②によって行う。

① ホルムアルデヒドは、ジニトロフェニルホドラジン誘導体化固相吸着／溶媒抽出法によって採取し、高速液体クロマトグラフ法によって行う。

② 揮発性有機化合物は固相吸着／溶媒抽出法、固相吸着／加熱脱着法、容器採取法の3種の 方法のいずれかを用いて採取し、ガスクロマトグラフィー質量分析法によって行う。

オ ア、イ、ウにおいて、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。

ただし、局所的な換気扇等で、常時稼働させないものは停止させたままとする。

3 測定結果の報告

① 工事名、工事場所、建物用途

② 構造・規模

③ 対象室の仕上表及び材料の等級並びに採取位置（平面図）

測定条件及び測定結果（測定開始日、測定終了日、天候、測定方法、測定機器、製造者、分析方法、測定対象室名、室面積、測定物質、測定値、バッジ等番号（パッシブ型の場合）、測定時の空調換気方法、設計機械換気量、省エネモードの有無、測定開始時の室内温度、湿度、内装工事終了からの日数、測定時間、状況写真等）

4 測定結果が厚生労働省の指針値を超えた場合の措置

測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度2により測定を行う。

※測定対象室の面積に応じて、次のような場所で測定する。

図A 室の床面積が50㎡以下の場合は室の中央で測定

図B 室の床面積が50㎡を超え200㎡以下の場合は室を2等分してそれぞれの中央で測定

図C 室の床面積が200㎡を超え500㎡以下の場合は室を3等分してそれぞれの中央で測定

図D 室の床面積が500㎡を超える場合は室を4等分してそれぞれの中央で測定

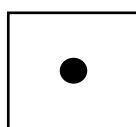


図 A

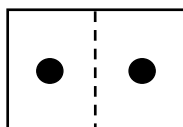


図 B

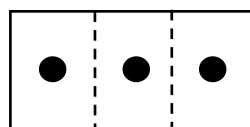


図 C

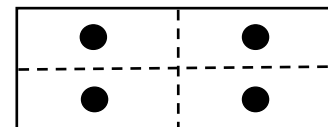


図 D